

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和3年1月12日)

開催日及び場所		令和3年12月22日(水) 関東森林管理局 2階大会議室			
委員		橋爪 健 (弁護士) 武藤 善行 (公認会計士) 天笠 美由紀 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和3年7月1日 ~ 令和3年9月30日			
審議対象案件		164件	うち、1者応札案件 97件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 (抽出率 1.4%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 0.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	0件			
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
	標準型プロポーザル		該当なし		
	その他の随意契約	0件			
	物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
随意契約(企画競争・公募)		該当なし			
随意契約(その他)		0件			
(特記事項) 1者応札の案件又は随意契約となった案件を抽出して審議					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	○(A007治山工事)応札者が1者となった原因として入札時期に署発注の治山工事が集中したことが挙げられているが、治山工事については他署の入札もほとんどが1者応札である。時期的な問題なのか。または、中小企業の技術者数の問題なのか。		公共事業については春先に工事の発注が集中する傾向。受注者は1件の工事に対して、原則、技術者を1人配置しなければならないことから受注できる件数には限りがある。当審議における工事については、応札のあった事業者は、春先に十分な工事を受注できず技術者が残っていたためこの入札に参加できたと考えられることから、ご指摘の点の両方が原因にあると考えている。		
	○(B007林道工事)入札公告に「週休2日を推進するため、週休2日に取り組むことを前提として～」という部分に下線を引いて強調している。他の公告では見かけないが意図があるのか。		近年、林野公共事業についても週休2日を推進しており、他の工事でも週休2日について記載している。下線を付けているのは署の判断である。建設業界では日給月給制が多く、休暇取得は収入減になる。休日確保できる環境の整備を図るため週休2日に取り組んだ受注者には労務費・間接費等について補正を行っている。		
○(B007林道工事)応札者が1者となったことの分析として、「入札を実施するタイミングとして不利な状況であった」と記載があるが、入札時期をずらすことはできなかったのか。		橋梁の掛替工事は件数が少なく、特殊な設計・積算であり外注により時間を要したことから公告時期が遅れたものである。			

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○(B007林道工事)以前にも入札時期を入札に有利な時期にずらすことができないのか質問したことがあるが、入札時期をずらすことはむずかしいことなのか。同じことの繰り返しになっている。入札時期を平準化することはできないのか。</p> <p>○(B007林道工事)奥地の工事なので、地域の中で対応できる業者が少なく、実質1者しか対応できなかったのではないかと。高額な工事であるので、広域から入札参加できるようにすれば参加者があったのではないかと。</p> <p>○(E006林道コンサル)今回応じた2者は他署のコンサル事業についてもほとんど2者で受注しているがコンサル事業については寡占状態なのか。</p> <p>○(N031造林)実質競争者が1者となった原因についての記述に「国に納付する」とあるが、どういう意味なのか。</p> <p>○(N031造林)受注者は立木販売で利益を得ることができるのか。</p> <p>○(O005生産)伐採種について「定性」、「帯状」また、「活用型」、「存置型」、「誘導伐」とはどういう意味か。</p> <p>○(O005生産)応札者が1者となった原因として、「新規参入者を育成する施策がない」との記載があるが、そうした施策は考えられないのか。</p> <p>○(P005林道の除草)除草作業の予定価格はどのように算出するのか。</p> <p>○(P005林道の除草)単純な作業のようだが、新規参入者はあるのか。</p>	<p>早期発注に取り組んでいるが、本工事については、工法の変更等もあり入札時期が遅くなったものである。国として工事の品質確保の取組みの中で年間を通じての事業量の平準化を図ることとしている。</p> <p>本工事については、地域事業者の育成のため、本店・支店・営業所が埼玉県内に所在していることを参加資格としている。大宮市等都市部の事業者、県外の事業者でも県内に支店等があれば入札に参加できる。</p> <p>調査測定の受注業者は管内に10者程度ある。2者に集中した状態となっているが、当該会社は各地区に支店があつて多く受注できると考えられる。</p> <p>本件は立木販売と造林請負事業を一括で契約する事業なので、立木販売においては受注者から国への納付が発生し、造林請負事業では逆に国から支払いが発生する。差額で入札するため、立木販売による納付の方が大きくなる場合は「国に納付する」となる。</p> <p>受注者は立木を市場等で販売することで利益を得ることができるし、造林事業についても通常の請負契約と同様に利益を得ることができる。</p> <p>「定性」というのは、立木の配置を重視した間伐のことで、「帯状」は一定の幅で伐採を行うものである。「活用型」は利用径級に達した太さの間伐材を搬出して木材利用し、「存置型」は利用径級に達しない細い間伐材を林内に置いたままとすることである。「誘導伐」とは複層林に誘導するために、小面積の帯状皆伐である。</p> <p>国有林では地域全体の林業の技術力を高め、生産性の向上を図るため、現地検討会を各署等で実施している。検討会には地域の事業体であれば誰でも参加できるので、こうした機会を通じて事業体の技術の底上げが図られると考えている。</p> <p>刈払い機で林道の雑草を刈り払う作業であるので、造林作業の下刈りと同様の労務単価を用いて、林道距離1km当たり2mの刈幅で算出した人工数を掛けて算出している。</p> <p>過去に広域的事業者などが他県から新規参入してくる場合があつたが、林道の延長が非常に長く事業地が分散していることから、利益が少ないのか継続しての参入はないところである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	